

## 第481回宮城海区漁業調整委員会議事録

### 委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫  
(2) 発送年月日 令和3年10月28日(木曜日)

### 委員会の開催

- (1) 日 時 令和3年11月16日(火曜日)  
○開会 午後2時00分  
○閉会 午後4時30分  
(2) 場 所 行政庁舎9階 第一会議室

### 議題

#### 審議事項

- (1) 流し網漁業等の制限に関する委員会指示(案)について  
(2) 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示(案)について  
(3) 固定式刺し網漁業, すくい網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置(案)等について

#### 報告事項

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について

#### その他

#### 出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	伊 藤 新 造
会長代理	岩 沼 徳 衛	〃	千 葉 富 夫
会長代理	鈴 木 政 志	〃	平 井 光 行
委 員	高 橋 平 勝	〃	尾 定 誠
〃	菊 田 守	〃	石 森 裕 治
〃	高 橋 一 郎	〃	木 村 千 之

委員 鈴木章登

欠席委員

委員 大江清明 委員 舘田あゆみ

執行部（事務局）出席者  
別紙のとおり

○事務局 鈴木総括次長

それでは、ただ今から、第481回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は13名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長からお願いいたします。

○關会長  
(挨拶)

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 石田副部長から御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 石田副部長  
(挨拶)

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料には、右上に番号を振っております。次第、出席者名簿に続きまして、資料1といたしまして、審議事項(1)「流し網漁業等の制限に関する委員会指示(案)について」、資料2といたしまして、審議事項(2)「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示(案)について」、資料3といたしまして、審議事項(3)「固定式刺し網漁業、すくい網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置(案)等について」、資料4といたしまして、報告事項「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」、最後にその他といたしまして、「第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～」の開催結果について、以上5種類の資料となっております。御確認いただき、不足等がありましたら事務局にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

8番の鈴木委員、14番の石森委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

【審議事項】

○關会長

審議事項（1）「流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から御説明をお願いします。

はい、長谷川事務局長。

○事務局 長谷川事務局長

流し網漁業等の制限に関する委員会指示につきましては、仙台湾におきまして行われております流し網、はえなわ、はもどう漁業に関する制限といたしまして、昭和54年から海区漁業調整委員会への届出制としまして、取り扱ってきた経過がございます。そのため、例年この時期に御審議をいただいているというところでございます。

本日は仙台湾での流し網、はえなわ、はもどう漁業に関する昨年の届出状況、また、着業状況等について御報告を申し上げます。あわせまして、来年1月からの制限に向けて発動する委員会指示の内容について、皆様に御審議をいただくものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

詳細につきましては、担当から御説明を申し上げます。

○關会長

はい、菅原さんお願いします。

○事務局 菅原技師

資料1、審議事項（1）流し網漁業等の制限に関する委員会指示案につきまして御説明させていただきます。1枚おめくりいただければと思いますが、仙台湾における流し網漁業等の制限についてと、1ページでございますけれども、1.経緯でございますけれども、先ほど事務局長の方から御説明ございましたが、仙台湾における流し網、はえなわ、はもどう漁業につきましては、隣県との漁業調整上の理由から昭和54年に海区の届出制、また、固定式刺し網漁業につきましても、同時期に船外機船は届出制、船内機船を除いては承認制となり、漁具の敷設時間等の制度化が図られております。このうち、固定式刺し網漁業につきましては、平成11年から知事許可制に移行いたしました。その他、流し網、はえなわ、はもどう漁業につきましては、引き続き、海区漁業調整委員会への届出漁業となっております。

本日は委員会指示内容について御審議いただきまして、原案どおり決定された場合につきましては、令和3年11月26日付けで委員会指示を発動するとともに同日発行の県公報に登載する予定と考えてございます。

2. 委員会指示の内容でございますけれども(1)、(2)制限期間と漁業時期につきましては、1月1日から同年12月31日まで、操業区域につきましては、金華山山頂真南の線以西の仙台湾、規制の内容でございますけれども、流し網漁業、はえなわ漁業、はもどう漁業を操業しようとする者につきましては、使用漁船ごとに海区漁業調整委員会に届出なければならないとなっております。(5)条件でございますけれども、ポツの1つ目、漁具の敷設時間は原則として日没から日の出までとしなければならない。下の方に移りましてポツの3つ目、宮城県漁業調整規則第60条に規定を遵守すること、ボンデンの標識の部分でございますけれども、その規定を遵守すること、そういった条件などが項目としてございます。一番下でございますけれども、後程、御説明いたしますけれども委員会指示の変更点といたしまして、漁業法改正による委員会指示の項目でしたり、調整規則等の条項、委員会指示と日付とか会長名の変更としてございます。こちら後程、御説明させていただきます。

次に2ページをお願いいたします。2ページにつきましては、委員会指示に基づく届出状況となっております、こちら後程、御確認いただければと思います。

次に3ページをお願いいたします。3ページにつきましては、流し網漁業の着業、漁獲状況となっております、中段に届出、漁獲状況の表が記載ございますけれども、表の1番右側でございますけれども、昨年漁期につきましては、届出隻数が47隻ございまして、着業隻数が2隻、その着業率につきましては4%、漁獲量につきましては下に移りまして、約1.8トン、漁獲金額につきましては約31万円となっております、主な漁獲物といたしましては6月にさばの漁獲等がございました。なお、この漁業につきましては、着業率がかなり低いことから委員会指示の必要性について、いろいろ御意見を頂いてございましたけれども、平成19年から平成20年を御覧いただきますと、ここは着業率がある程度ございまして、この時期はさわらの漁場形成が仙台湾でされたといった時期でございまして、今後もそういったことが想定されるために、委員会指示による届出漁業から外しますと自由漁業となっております、現場等が混乱してしまいますので、引き続き、委員会指示の届出漁業として発動する必要があると考えてございます。

次に4ページをお願いいたします。次に4ページでございますけれども、こちらははえなわ漁業の着業、漁獲状況でございますけれども、こちら中段の届出、漁獲状況を御覧いただければと思いますけれども、中段の一番右側に昨年漁期を載せてございます。

はえなわ漁業につきましては届出隻数が18隻、着業隻数が4隻と着業率につきましては約22%、漁獲量につきましては約1.9トン、漁獲金額につきましては約342万円となっております、こちらの漁獲物につきましては7月から9月にすずきが漁獲されてございます。平成28年以降につきましては、放射能の関係で出荷制限解除されたため、平成28年以降、着業者が増えているといった状況となっております。

次に5ページをお願いいたします。5ページでございますけれども、こちらははもどう漁業の着業、漁獲状況でございますけれども、中段の届出、漁獲状況の表の一番右側に昨年漁期を載せてございますが、こちら届出隻数としましては90隻届出がございまして、着業隻数が34隻、着業率といたしましては38%となっております。漁獲量につきましては約52トン、金額につきましては約6,000万円となっております、漁獲は主に7月から12月の期間で、まあなごが漁獲されている状況でございます。はもどうにつ

きましてはグラフにございますとおり、漁獲状況を御覧いただければと思いますけども、平成27年をピークに、その後、減少している状況となっております。

次に6ページをお願いいたします。6ページにつきましては、組合別の直近の漁業種別着業状況になってございます。こちらは後程、御確認いただければと思います。

次に7ページをお願いいたします。7ページから8ページにつきましては、今後、委員会指示を発動いたします指示内容の新旧対照表となっております。変更点につきましては下線部を引いてございます。前段でも御説明させていただきましたが、今年度につきましては委員会指示発動日が令和3年11月26日を予定してございまして、その他の変更点といたしましては会長名の変更、また、下の方に移りまして、今回、漁業法改正によって項目の名称が変更されてございまして、3、操業期間が漁業時期、5、操業の条件及び制限が操業の条件などそういった部分に変更となっております。

9ページから10ページにつきましては、今回、委員会指示を公報に登載いたします内容を載せたものとなっております。11ページから15ページまでにつきましては、その委員会指示の様式を併せて登載することとしてございます。以上で簡単ではありますが説明は以上となります。

委員会指示について御審議の程、どうぞよろしくをお願いいたします。以上です。

#### ○關会長

事務局から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら、御発言願います。

なお、発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べ、御発言願います。

はい、高橋委員。

#### ○高橋（一）委員

大変恐縮ですがね、この場に関係者がこうおられておりますね。

私も知っている方々もいますが、おそらくこの人たちも異論はないということで、おそらく承認されるんだろうなというふうに思っております。

私は仙台湾ではありませんが、今見るとおりですね、県がそういう方向性でいいんじゃないかということで、私はそれでいいと思ひまして、特に先ほど申しました仙台湾関係者、そこに3番の鈴木会長代理さんもおりますから、特に異論がないようです。私はこれでいいのかと思ひます。原案に賛成いたします。

#### ○關会長

はい。

高橋委員から、賛成の意見が出ましたが、他に御意見等ございませんでしょうか。

なければ、「流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について」は、原案どおり指示を発動することに御意義ございませんか。

○各委員  
異議なし

○關会長  
ありがとうございます。異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いします。

○關会長  
次に、審議事項（２）「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から御説明願います。  
長谷川事務局長さんお願いします。

○事務局 長谷川事務局長  
仙台湾におけます水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について御説明いたします。資料２でございます。仙台湾におきましては、まこがれいなどの資源保護を図るため、平成１７年から海区漁業調整委員会の指示に基づきまして、１２月から年明けの４月末までの期間に保護区域を設定しております。これにつきましても、例年この時期に委員会指示の発動について、御審議をいただいているところでございます。  
お手元の資料にも付けておりまして、後ほど、御説明申し上げますが、今般、宮城県漁業協同組合からこれまで同様に保護区域の設定についての要望書が提出されております。これを受けまして、今期の委員会指示の発動について、委員の皆様にご審議をいただくものでございますのでどうぞよろしく願いいたします。  
詳細につきましては、担当から御説明を申し上げます。

○關会長  
担当は菅原さんお願いします。

○事務局 菅原技師  
資料２、審議事項（２）仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について、御説明させていただきます。１枚おめくりください。仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示について、事務局長の方から御説明させていただきましたが、平成１７年にまこがれいなどの仙台湾の資源回復を図るため、保護区域の設定について、関係者と県との間で協議が行われ、その結果、保護区域について関係者から合意が得られまして、平成１７年以降、保護区域内における水産動植物の採捕行為を制限する委員会指示を発動している状況でございます。保護区域が導入された当初は３ヶ所ございましたけれども、関係者との協議、調整を行いまして、平成１８年度以降は保護区域が４ヶ所に拡大されまして、現在に至っている状況でございます。こちらは漁業者が主体となって、保護区域へのボンデン設置であったり、後程、御説明しますけどリーフレット、パンフレットを作成してございまして、漁業関係者のみならず、船具店、釣り具店や遊漁者に対して周知を行うなど、資源管理に取り組んでいる状況でございます。

2. 指示内容について、3ページを御覧いただければと思います。こちら事務局長からも先程お話ありましたが、県漁協の方から当海区会長宛てにございました要望書の内容となっておりまして、こちら3段落目でございますけれども、保護区域の設定による資源保護については、今後も継続していくことが重要であると判断し、昨年と同様の4ヶ所の保護区域を設置することを取りまとめ、資源の維持、管理に努めることといたしましたと記載がございます。また、4段落目に移りまして、実施に当たりましては、漁業者のみならず遊漁者やプレジャー関係者の協力のもと、全利用者によって保護に努めていくことが実行を図る上で重要であることから、宮城海区漁業調整委員会の指示の発動について要望いたしますと言ったような内容となっておりまして、下に保護区域は2ページの方に4ヶ所載せてございますけれども、その4ヶ所でもございまして、保護期間につきましては、まこがれの産卵保護の観点から12月から4月末までを保護期間としてございまして、規制内容でございますけれども、保護区域内における漁業及び遊漁によるすべての水産動植物の採捕の禁止、昨年と同様の内容となっております。

戻りまして、1ページをお願いいたします。3ページの要望を踏まえまして、令和3年度におきましても、仙台湾の資源保護のため、保護区域の設定に係る委員会指示を発動することとしたいと考えてございます。本日、指示内容について御審議いただき、原案どおり決定された場合につきましては、令和3年11月26日付けで委員会指示を発動することと共に同日発行の県公報に掲載する予定と考えてございます。

次に4ページをお願いいたします。こちら仙台湾におけるまこがれの漁獲量の推移となっておりますので、資料で修正がございまして、下の部分、平成24年に東日本大震災と記載ございますけれども、平成23年でしたので修正させていただきます。それで仙台湾におけるまこがれの漁獲量の推移でございますけれども、その平成23年に東日本大震災で大きく減少したものとなっておりますが、近年は導入前の水準、震災前と同等の状況となっております。

次に5ページをお願いいたします。5ページにつきましては、仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示、新旧対照表となっておりますので、委員会指示の変更点につきましては、下線部で示してございますけれども、委員会指示の発動日、先程、御説明いたしましたけれども、令和3年11月26日付けで発動、会長名の変更、あとは漁業法改正に伴う条項等の変更がございましたので、そちらが変更となっております。こちらの内容を県公報に登載するスタイルでございますけれども、7ページから8ページに登載する形のものでございまして、最後、9ページでございますけれども、県漁協の方で漁業関係者、遊漁者を含めて周知を図るため作成しているパンフレットを載せてございます。昨年度版でございますけれども、委員会指示発動後、県漁協の方でも、今年度についてもパンフレットを作成し、周知する予定と伺っております。以上で簡単ではございますけれども、説明は以上でございます。

委員会指示の発動につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○關会長

事務局から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら、御発言願います。

なお、発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べ、御発言願います。

はい、平井さん。

○平井委員

2点御質問します。1点目は保護区の設定、それから保護区を3ヶ所から4ヶ所に増やす時には、漁業者、遊漁者も含めて協議をしたというふうになっておりますが、例えば、今回のようにこれまで定着しているという御説明がありましたけども、遊漁者等の皆さんの意見を聞く機会はあるのでしょうかというのが1点目。

2点目は漁業法が改正されて、罰則が強くなって密漁対策が強化されているというふう聞いておりますけども、これは漁業者だけじゃなくて遊漁者についても罰則が掛かると思いますが、罰則が強化されてこの違反等があった場合には、どれぐらいの刑事罰になるのでしょうか。その2点をお願いいたします。

○關会長

はい、どなたがお答え出来ますか。

芳賀さんですね。

よろしく申し上げます。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

ただ今の平井委員の御質問ですが、まず、遊漁者の御意見という部分ですが、今回、改めて昨年度から保護区の位置は変えていませんので、遊漁者の方の御意見という部分は賜らないで今進めている状況です。

ただ、決定しましたら遊漁船業者は県の方に登録しておりますので、そのチラシ等ですね、委員会指示の内容等を遊漁船業者の方にはアナウンスする予定としております。

あと罰則の件ですが、委員会指示自体、直接的な法的な効力という部分は無くて、間接的にはなるんですが、知事の裏付け命令という形の手続きのステップを踏むことで漁業法の第191条違反ということになります。その場合の最高の罰則ですが、1年以下の懲役または50万円以下の罰金というような内容となっております。以上です。

○關会長

平井さんよろしいですか。

○平井委員

はい。

○關会長

他にございませんか。

はい、尾定さん。



○尾定委員

宮城県漁業協同組合から出されている要望書の文章自体、平成27年にかけて増加して、ピークを迎えて、その後、減少傾向ということは先ほど、説明の中でも言われましたけども、そのあたりを機会があれば向こうにちょっと申し入れて、この要望書を出されるときには、それをちゃんと書かれた方がいい。増加傾向にあるで終わってしまっているの、実態はその後、また、減少傾向にあるから保護区域を設定し続けなきゃいけないというロジックにしておかないといけないと思うので、それを指導していただければと思います。それとあわせて前にも言ったことあるんですけど、実は、東日本大震災の時に相当地盤が振動したので、1回泥が舞い上がりましたよね。海底の構造が若干変わったんじゃないかという話があって、だから、10何年もかけていろいろ調べあげて、その産卵場というのを調べて、卵があるということで調べられたと思うんですけども、もしかしたら、もう少し拡大したり、どこかずれているとかということになると、昔設定したものをそのまま踏襲しても、もしかしたらまだ減少傾向にあるということをしめられるかもしれないかなという淡い期待もあるんですけど、なかなか調べるのは時間とマンパワーとお金もかかる話でなかなか難しいかもしれないけども、そのあたり、もう1度ちょっと地盤を落ち着いているときに調べ直して、設定の確認をするということも必要ではないかと思います。以上です。

○關会長

はい。

大変重要な指摘かと思いますがどなたが答え出来ますか。

はい、所長さんお願いします。

○水産技術総合センター 伊藤所長

御指摘ありました海底地形の変化の部分でございますが、実は仙台湾で140地点の底質調査というのを平成21年と平成24年ですからちょうど震災の前と震災の後にやっております。その結果から言いますと、確かに尾定先生が言われているとおり、泥が舞い上がって浅い方でかなり泥場が広がっているという結果が得られております。

ただ、残念ながら平成24年以降、全体的な底の方の調査はやられておらず、結構広範囲にやるとなりますと、予算であったりいろいろかかるものもあるので、最後にやったのが平成24年ですので、そろそろこういった調査も必要だということは認識しております。

ただ、今年やります、来年やりますという話につきましては、予算の措置もありますので予算の方の兼ね合いを見ながら調査を計画していきたいと思っております。

○關会長

よろしいですか。

○尾定委員

はい。

○關会長

その他、御意見等はありませんでしょうか。

なければ、「仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示について」は、原案どおり指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いします。

○關会長

次に、審議事項（３）「固定式刺し網漁業、すくい網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

長谷川課長さん。

○水産業振興課 長谷川課長

審議事項３、固定式刺し網漁業、すくい網漁業、かじき等流し網漁業の制限措置につきまして、御説明を申し上げます。資料は３でございます。

これまでこの委員会の場で何度も御審議をいただいておりますが、知事許可漁業におきましては、県の漁業調整規則に基づいて許可を出しておりますが、今般、改正されました改正漁業法によりまして、大臣許可漁業の規定に準じて、新たな許可手続きといたしまして、海区委員会の意見を聴いて定める制限措置により許可を規制するものとなりました。

今回は固定式刺し網漁業、すくい網漁業、かじき等流し網漁業の制限措置について、御審議いただきたいと考えております。いずれの漁業につきましても、来年１月１日から漁業時期を迎えることとなっております。よろしく願いいたします。

また、あわせて許可の有効期間についても御審議をいただきたいと考えておりまして、漁業調整規則に基づいて、この漁業許可、基本的に３年となっております。これまでは海区委員会の意見等も聴きまして、１年に変更して運用していた経過がございました。

今回はすくい網漁業、かじき等流し網漁業については、調整規則に基づいた内容の許可期間、有効期間３年、ただし、かじき等流し網漁業は県外からの入会船もございまして、県外船につきましては１年、固定式刺し網漁業については３年のところを１年と許可の有効期間にしたいということで、御審議をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、引き続き、担当から御説明を申し上げます。

○關会長

それでは本田さんお願いします。

○水産業振興課 本田技術主査

資料3を用いまして御説明させていただきます。お手元の資料3, クリップ留めを外していただきまして, 1つ目の1枚目をおめくりください。1ページでございますが, 制限措置の内容等に係る漁業法上の諮問文書の写しでございます。2ページから, 今回の審議対象でございます。2ページにつきましては, 制限措置及び許可等を申請すべき期間についてということで, (1)としまして固定式刺し網漁業, (2)としましてすくい網漁業, 次のページ, 3ページをお願いいたします。3ページに(3)としまして, かじき等流し網漁業の制限措置としてございます。下に許可又は起業認可を申請すべき期間としまして, 令和3年11月18日から令和3年12月10日までとしてございます。

一旦, 先に進めさせていただきます。4ページをお願いいたします。4ページから許可の基準でございます。先ほど, 制限措置の中で許可等をすべき船舶の隻数ということで, 公示枠といいますが, 公示枠を超えて申請があつて, かつ, 適格性があつた場合に許可する優先順位でございます。4ページが固定式刺し網とかじき等流し網漁業, 5ページですくい網漁業の許可の基準としてございます。

裏面の6ページをお願いします。もう1つの諮問事項としまして, 許可の有効期間の変更に係る諮問ということで固定式刺し網漁業とかじき等流し網漁業のうち, 県外船に限る許可の有効期間としてございます。

一旦, 次のページ, 7ページから説明させていただきます。ボリュームがかなりありますので, 審議事項の関連項目に絞って説明させていただきますが, 7ページ, 固定式刺し網漁業の概要でございます。当該漁業は仙台湾の共同漁業権区域を除く区域におきまして, 固定式刺し網により行う漁業ということで, 昭和54年に海区委員会の承認漁業となりまして, 着業者の増加, 設備等の近代化によりまして, 漁場トラブルが発生したり, 福島県船の操業増, 漁具被害の発生等がございまして, 業界の中で刺し網と底びきとの協調操業の協定締結とか福島との入漁にかかる合意等を経まして, 平成11年から許可制に移行しまして, 震災前まで福島県船にも許可をしていた実態がございまして。

水揚状況としまして, 許可している固定式刺し網の漁獲成績報告書を集計したものでございまして, 直近のデータにはなるんですけども, 上が全県分, 下が南部地区ということで矢本以南の漁業者の方の実績ということで, 棒グラフが漁獲量, 折れ線が漁獲額としてございます。

次のページ, 8ページをお願いいたします。主要魚種の資源動向ということで載せてございまして, グラフ, 宮城県における漁業種別, 水揚量ということで, ひらめ, まごがれい, まがれいにつきましては, 国または県の資源評価が公表されておりました。いずれも共通すると直近の資源動向としては減少傾向にあるとされております。それからがざみにつきましては, 震災後, 仙台湾で漁獲量が急増して, 県の調査で湾内での再生産が確認されてございます。

次に漁業者による自主管理としましては, 仙台湾小型漁船漁業部会におきまして, 毎漁期, 自主調整方針を策定しまして, 底びき網との漁場の使い分けとか保護区域内での操業禁止等きめ細かなルールを定めて操業しております。

5. 許可の概要, 制限措置に関わる部分ですけども, 操業区域としましては, ここに記載の表現でございまして, 共同漁業権区域を除くとしてございます。漁業時期としましては

1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数は20トン未満としてございます。

次のページをお願いいたします。(4)許可の条件ということで漁具の総延長、網目の大きさ等の規定もございまして、また、許可方針においては、協調操業についてということで仙台湾小型漁船漁業部会における合意事項を遵守する、協調ある操業に努めなければならないとしてございます。

許可隻数の推移でございしますが、平成11年から許可制になりまして、MAXで1,037件というところから、震災後170件というところで、基本的には新規許可は出さない運用をしている中で、直近で374隻でございまして、今回の制限措置の公示枠の案としましては、今の隻数を基本としまして、廃業による減の2隻を除いた372隻という案としてございます。

次のページ、10ページをお願いいたします。次にすくい網漁業の概要でございしますが、こちらいかなご、いわゆるめろろどですけれども、おきあみを漁獲対象とした伝統的漁法ということで、昭和57年に委員会指示による承認漁業に移行しまして、平成元年から知事許可漁業による許可制となっております。その後、沿岸小型漁船と沖底漁船とのめろろど漁に係る漁場紛争等がございまして、業界間で操業調整に係る覚書を結んで適正操業を維持しているという状況でございまして、水揚状況としては、近年、特にいかなごについては不漁で、ここ2年はすくい網が0となっております。グラフが黒塗りの棒がすくい網で、数字がすくい網の実績でございしますが、いさだ、つのなしおきあみにつきましては、おきあみ1そうびきが許可制になって以降は、主の漁法となっております。近年はすくい網でほとんど実績が0という状況となっております。

次、11ページをお願いいたします。資源状況でございしますが、いかなごにつきましては、近年、全国的にも減少しておりまして、本県においても資源状況の悪化が顕著となっております。いさだにつきましては、北太平洋亜寒帯域に広く分布するとされておりますが、近年、親潮の本体が弱くて黒潮系の暖水の北上が強いこともありまして、本県沖合で漁場形成が適した形成がされずに不漁が続いているという状況でございまして、漁業者による自主管理としましては、県小型漁船漁業部会すくい網漁業委員会におきまして、毎漁期自主調整方針を策定しまして、きめ細かなルールを定めて操業しております。

許可の概要としましては、操業区域、宮城県沖合海面、漁業時期としては1月1日から7月31日まで、船舶の総トン数20トン未満、許可の有効期間1年でございしますが、今回の変更案として3年としてございます。許可の対象でございしますが、平成9年度から震災前の平成22年の隻数を上限にその8割を運用枠として許可してございまして、直近で39隻となっております。

次のページをお願いします。すくい網漁業につきましては、いわゆる3中2の考え方で過去3年間のうち2年以上実績がある者、許可の対象者として取り扱うような管理で、許可枠、運用枠の範囲内で、新規許可を出すという形でございしますが、近年、純粋な新規というのがほとんどない状況となっております。運用枠93に対して今の隻数が39隻ということで、公示枠についても、今の隻数を基本に廃業1隻を除いた38隻としてございします。

次に13ページをお願いいたします。こちら3つ目の許可でかじき等流し網漁業でございしますが、総トン数5トン以上の動力漁船を使用して流し網により、かじき、かつお、まぐ

ろ、また、さめを獲ることを目的とする漁業でございまして、総トン数10トン以上で右側の図面で知事許可と大臣許可で分かれています。10トン以上でこの図面の区域については大臣許可が必要となっております。県の操業区域としては、この図面のうちの横線で引いた県の沖合部分ということになります。許可制の経過としましては、まぐろ、かじき、さめ類等は国際的な保存管理措置を背景に、国主導で制度化されてきたというところでございまして、平成元年に海区承認制となりまして、国の方で大臣許可に移行していく中で、平成30年から知事許可制ということになってございます。

水揚状況は、市場の統計でございまして、大臣許可も含めての部分でございまして、参考データとして載せてございます。資源の動向につきましては、今申し上げましたとおりWCPFCとか国際機関で資源評価や管理が行われている状況です。

次、14ページをお願いします。上に参考情報ということで、国の研究機関で公表されてございます主要魚種の資源評価の状況を記載してございます。漁業者による自主管理としましては、宮城県漁協気仙沼総合支所内に大目流し網漁業委員会がございまして、操業ルールの協議、県内外との調整等を行っておりまして、漁業秩序の維持を図っているというところでございます。許可の概要、操業区域につきましては、これは先程の図面の内容でございまして、漁業時期は1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数は5トン以上。許可の有効期間は1年、今回変更案として県内船は3年、県外船は1年にしたいと。許可の条件、漁業調整規則で漁具の総延長とか許可番号の表示等の規定がございまして。

許可の状況としましては、直近で17隻ということで県内船の方は許可を出してございます。

次、15ページをお願いいたします。一部、県外船につきましても、両県間の業界、行政間の調整で入会許可を出してございまして、直近では北海道8隻、千葉県1隻、長崎県1隻となっております。今回の制限措置の公示枠でございまして、当該漁業はこれまで水産庁からの通達として原則として許可隻数を増やさず、新規着業は認めないと厳正な運用をすることとされてきてございまして、法改正により、この通達自体は廃止されたのですが、引き続き、今の隻数を公示枠としたいという案で考えてございます。

次、16ページをお願いいたします。許可の有効期間について、概要説明した部分の延長でございまして、真ん中の表を御覧いただきますと、それぞれの漁業をすべて従前1年で許可の有効期間を運用してございます。それが、昨年12月から漁業調整規則を新規制定という形で、一旦、規則上3年となっております。それをまた1年にするには、海区委員会の意見を聴いて、短くすることが出来るとなっております。今回のタイミングで刺し網については引き続き1年にしたいと、それから、かじき県外船についても1年にしたいと、一方で、すくい網、かじき県内船については、今回のタイミングで3年に延長したいという案でございまして、変更の理由につきましては、刺し網はこれまで原則として、新規許可は出さない運用をしております。特に近年、現場でも深刻な不漁があるという声があったり、主要魚種の資源評価も減少傾向、漁獲実績についてもここ数年で減少傾向があるというところもありまして、引き続き、漁期ごとに1年許可で委員会で御審議いただいた上で許可をしたいという案でございまして。

一方、すくい網につきましても先ほどの説明のとおり、運用枠に対しても大幅に余裕がある状況で当該漁法による操業隻数というのにも限られてきている状況もございまして、今

回のタイミングで3年にしたいというところでございます。

それからかじき等流し網漁業につきましては、県内船につきましては、先ほど、説明したとおり、今の隻数を基本に許可することというところで、大目流し網委員会においても、同意見で新規で今やりたいという声もないというところで、ある程度操業船も限られてきているということで3年許可にしたいと。一方、県外船については、やはり業界間、行政間の調整の上で、引き続き、漁期毎に1年許可でやりたいという案でございます。

最後に18ページ、19ページでございますが、許可の基準でございますが、18ページをお願いいたします。すくい網漁業でございますが、これまで火光利用敷網とかおきあみ1そうびき、いかつり、さより船びき、3中2に適用する漁船漁業ということで法改正前もこの分類でやっておりましたので、引き続き、これでやりたいと、過去の3年間で実績が多いものを優先に許可すると、そういった人たちの後に新規が順位付けされるという考え方でございます。

19ページをお願いいたします。かじき等流し網漁業と固定式刺し網の方でございますけれども、これも今ある許可の基準としまして、いるか突棒、いかつり、3中2適用漁業以外の漁船漁業の許可の基準ということで、考え方は類似してございますが、許可があつて適正に操業した実績があるものを優先にしたような順位付けという形でございます。

今、説明した内容を反映させた内容で2ページから6ページの部分が今回の審議対象ということになります。説明が長くなりましたが以上になります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○關会長

相当長い内容になりましたが、県から説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑がありましたら御発言、手を挙げて番号及び氏名を述べて御発言をお願いいたします。

はい、鈴木会長代理。

○鈴木会長代理

刺し網の許可についてちょっと質問したいが、この372隻に許可出すということだと、これは組合の各支所からの申請の実績を基にやっていると思うんですけど、そのとおりでよろしいですかね。

○關会長

はい。

○水産業振興課 本田技術主査

そうなります。事前に組合の方から確認しております。

○鈴木会長代理

あともう1つ着業状況報告書というのは、県に提出されているんですかね。

○水産業振興課 本田技術主査

許可を持っている漁業者の方から報告をいただくものになります。

○鈴木会長代理

資料1の漁業種別着業状況とさっき載っていたんですけども、この刺し網の部分が載ってなかったんですね。載っていれば、例えば372人の中からちゃんと操業しているのか、それともしてないで許可だけもらっているのか、そういうのはやっぱり県の方で把握するべきではないか。

また、新規枠はないはずなんですよ、確か。こうした場合、冬眠している、例えば、漁師の人たちで、いずれやるだろうとかという考えの中で、許可だけとっとけばいいやと考えの人達が多いんですね、実際。そういうものをやっぱり県の方で把握して、新規枠としてプールしておくとか、そういうことは考えてないのか。どうですかね。

○關会長

いかがですか、本田さん、お答え出来ますか。

○水産業振興課 本田技術主査

御指摘の部分につきまして、まず、着業状況につきましては、今回の資料には掲載してないんですけども、資料の中の7ページの漁獲成績報告書の中で、操業日数とか、数量も報告がありますので、その割合から着業率は把握してございます。

ただ、御指摘のとおり、実際、許可はあるけども実態がないという方もいて、実際、そういった部分の整理をしていかなきゃいけないというのは課題でございまして、特に、すくい網とランプとか3中2の制度を適用した漁船漁業については、そういった課題に対して実績あるものを優先していくという仕組み作りが出来ているんですけども、刺し網の方はなかなか操業実態がかなり幅広くて、そこまで出来ていないというのが実情でして、そこは御指摘のとおり課題として考えてございます。

○鈴木会長代理

今後考えて実践していくということでいいんですね。

○水産業振興課 本田技術主査

はい。特に法改正になって公示枠というのを定めないといけないので、そのあたりもつと分析して決めていきたいと考えております。

○鈴木会長代理

自分は漁業者だから思うんですけども、例えば、船外機でうちの周りでやるということは、共同漁業権内で許可がなくても出来るはずなんですよね。そういう人たちは、この共同漁業権の中で操業するのであれば、許可は要らないという説明の方が、多分、組合の指導部を通して、話し合いした方がちょっといいのかなあと。

もう1点ですけども、福島との入会問題があるんですけども、今回、福島からまだ来

てないと思うんですが、来た場合、県としてどういう対応をとるのか。

各種委員会があるんですけども、組合にその委員会に通知をして、例えば、代表者が集まって懇談をするのか、絶対入れないというふうになるのか、その説明をお願いします。

○關会長

お答え出来ますか。

はい、長谷川課長。

○水産業振興課 長谷川課長

これまでやっぱり経過としてこちらの資料にございますが、福島との入会協定で利用していたという実態がございました。ただ、基本的にはやはり民民の話し合いが大事だと思っておりますので、今後、やっぱり業界同士で話し合いをして、宮城県側の人の理解が得られた場合は、当然受け入れるということになるかと思っておりますが、震災前の状況、あれから10年経ちまして、お互いの業界の状況も変わっていると思っておりますので、そのあたりはある程度時間をかけて、お互い理解を得られるように進めていかなければならないと思っておりますので、その点はこれから慎重に進めていきたいというふうには考えております。

○鈴木会長代理

はい、了解しました。

以上です。

○關会長

ただいまの御質問に関連して、私からも1つちょっと確認させていただきたいんですが、平成23年の許可件数が170件ということで、その後、漸増して現在372隻になっておりますが、この間の増加によって、この漁業に関係するひらめ、まごがれい、まがれい、がざみ、震災後、だんだん減少傾向が顕著になっているかと思うんですが、これとの関係で、隻数を適正にするにはどのぐらいかという判断はされているのでしょうか。

はい、本田さん。

○水産業振興課 本田技術主査

御指摘のとおりですが、現状として、このデータを持って何隻が適正かというところには至っておりません。実際、その8ページのその資源のグラフを見ていただきますと、刺し網に限らず底びき等の水揚げも多かったですね。

ただ、公表されている資源評価でも、やっぱり震災後にまた、漁獲努力量が回復したことで減ったということも要因の1つだということは示されていますので、そこは間違いなところだとは思いますが、現状を刺し網が何隻が適正かというところには至っておりませんので、さっきの話と繋がりますけども、共同漁業権の区域外になると許可が必要ということで、先程、御指摘あったようにもともと共同漁業権の区域内で、船外機船で小規模にやっている方が少しはみ出すから許可を持っているという場合もあれば、仙台湾で主たる操業という形でやっている方もおり、多様な操業状況ですので、その整理がまだ十



分出来ていないというところで、今後、この公示制度になりますので、もっと資源の動向と実態を踏まえて、公示枠の設定が必要になってくると考えております。

○關会長

はい、分かりました。どうもありがとうございました。

その他、御質問等はございませんか。

なければ、「固定式刺し網漁業、すくい網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等について」は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、令和3年11月15日付け水振第5002号及び5003号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

—————審議事項終了—————

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。

報告事項「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

はい、菅原さんお願いします。

○事務局 菅原技師

資料4、報告事項、令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について御説明させていただきます。1枚おめくりください。全国漁業調整委員会に対して、令和4年の総会に向けた要望事項の概要となっております。前回の9月の海区委員会で協議した全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の令和4年度要望事項について、委員会終了後に全国海区漁業調整委員会より送付された要望結果を踏まえまして、会長と協議の上、別添のとおり修正の上、報告いたしましたので、その内容について御報告をさせていただきます。下の表の部分、令和3年の当初、前回協議した内容と隣に移りまして要望提出内容（修正後）とございますけれども、今回報告した修正内容、その1番右側につきましては、修正したものについてはその考え方を表にまとめて載せてございます。要望項目1つ目、太平洋クロマグロの資源管理について、①定置の漁獲枠の配分について配慮することと9月の海区の方で報告いたしまして、こちらにつきましては引き続き要望することとしてございます。ただ、要望の内容の表現といった部分、前回の海区で平井委

員より具体的にといった表現の御意見がございましたので、下線部を引いてございますけれども、十分な漁獲枠を配慮することとそちらの方に反映してございます。次に②産地魚市場等へのクロマグロ混獲による全数放流によって、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度の整備が構築されていないため、その対策を講じることと要望してございましたけれども、今回、送付されました要望結果で産地魚市場、あと、水産加工業者の中小企業におきまして、一時的に売上高、利益が減少した事業者に対しまして、中小企業のセーフティネット保証、融資の支援が今回追加されたこと、また、クロマグロのみではございませんが水揚げ減少における支援の構築を県からの政府要望でも上げていることもございましたので、今回②の部分につきましては、取り下げることとしてございます。

次に2つ目、沿岸漁業と沖合漁業の調整について、前回の海区で御報告した内容から変更はなく、引き続き、要望することといたしました。

次に2ページをお願いいたします。3つ目、ロシア大型トロール船による漁具被害対策について、ロシアトロールは3点報告することとしてございまして、①当初から要望内容を追加しておりまして、その考え方でございますけれども、1番右側に昨年から国と沿岸漁業者との意見交換会の場を設定してございまして、これまで以上に密に情報共有を図り、漁具被害が発生しない体制を構築するよう、その旨を追記して要望することといたしました。次に下に移りまして、②当初の要望内容から追加してございまして、その考え方でございますけれども、②につきましては漁具被害発生した場合、補償で漁具の現状復帰に必要な支援を受けることは可能でございますけれども、補助率が2分の1の補助となつてございまして、漁具被害を受けた側の負担としては大きいこと、また、加害船が特定される場合、当該事業対象外となってしまうことから活用しやすい補償制度を構築するよう要望することといたしまして、その旨を要望内容に追加して要望することといたしました。③は9月から変更はなく、引き続き、要望することといたしました。

最後に4つ目、沿海地区における小規模な石炭火力発電バイオマス発電事業への対応について、今回、要望から取り下げたものとなってございまして、その考え方でございますけれども、要望当初、環境アセスの実施基準の義務付けがない11.5万キロワット以下となる火力発電所が計画されておりましたが、平成29年に県の条例の改正によりまして、環境アセスメントの実施が必要な火力の規模が3万キロワットまで引き下げられたこと、加えて、漁業の影響を確認するための仕組みの構築につきましては、現在、第三者機関による漁業影響調査が実施されていることから、当初の目標は達成していることといたしまして、今後、新たな課題が発生した場合につきましては、再度、検討することといたしました。そのため当海区からの要望は3点として、会長と協議の上御報告させていただきました。

3ページから5ページ目につきましては、御説明した内容を取りまとめて、事務局に報告したものでございまして、6ページ以降につきましては、昨年の要望に対する回答を参考に添付してございます。簡単ではございますけれども説明は以上です。

#### ○關会長

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問等がございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから発言願います。なければ、報告事項はこれまでとします。

○關会長

次に、その他に移ります。

県からお願いします。

○全国豊かな海づくり大会推進室 菊池参事兼室長

第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～の開催結果について御説明をいたします。配付しております1枚ものの資料を御覧いただきたいと思ひます。

冒頭の挨拶の中で、關会長、それから石田副部長からも話がありましたが、先月3日、日曜日に我が県で初めてとなります全国豊かな海づくり大会を開催いたしました。お陰様で無事終えることが出来ました。コロナ禍ではじめて開催される海づくり大会として、安全な大会運営を第1に考え、規模縮小や密の回避などの対策を講じた上での開催となりましたが、リモート会場の参加者を含めまして、県内外から資料の1番下に記載しておりますとおり、800名を超える皆様に御参加をいただくことが出来ました。この大会には、本委員会を代表いたしまして、關会長に御参加をいただきましたほか、各団体の代表として複数の委員にも御参加いただいております。また、石森委員には式典行事の中で行われました海づくりメッセージの発表者として、御出演いただきました。重ねて感謝を申し上げます。当日はオンラインによりまして、天皇、皇后両陛下に御臨席を賜りまして、式典行事では天皇陛下からお言葉を賜りましたほか、海上歓迎、放流行事におきましては、誓いの言葉を宣言した石巻市立寄磯小学校の子供たちにお声がけをいただく場面もありました。

参考までに資料の裏面に大会当時の写真添付しておりますので、後程、御覧いただければと思ひます。私からは以上でございます。

○關会長

県からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問等がございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから発言願ひます。

これ、私からも冒頭で挨拶申し上げましたが、本当に立派な会にさせていただいて、その準備をよく整えて、いろんな変化があったと聞いてますけれども、見事に立派に終了して本当に御苦勞様でした。おめでとうございます。県の面目が立ったんじゃないかと思ひます。

本当にこれはよかったです。その他ございませんか。

次に事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 鈴木総括次長

事務局から、次回の委員会の開催日時について連絡いたします。

今回は、12月16日、木曜日、午後2時から、場所は県庁9階第一会議室で開催を予定しております。

事務局からは以上です。

○關会長

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

ありがとうございました。

○事務局 鈴木総括次長

皆様、本日はありがとうございました。

－ 委員会終了 －

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 流し網漁業等の制限に関する委員会指示（案）について
- (2) 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する委員会指示（案）について
- (3) 固定式刺し網漁業、すくい網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置（案）等について

報告事項

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

關 哲夫

署名委員

鈴木章登

署名委員

石森裕治

書 記

菅原幹太